

## 公告

公立陶生病院複写機賃貸借に関する制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については、次のとおりである。

平成28年2月26日

公立陶生病院組合  
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品 複写機
- (2) 賃貸借期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- (3) 納入場所 瀬戸市西追分町160番地（公立陶生病院）
- (4) 物品賃貸借概要 別紙仕様書のとおり

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成26年・27年度瀬戸市物品の納入等入札（見積）参加資格者名簿に対象品目（311 リース・レンタル）に係る業種が登載されている者であって、入札参加資格申請者が申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) その他の法令、規則等に違反していない者であること。

### 3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ① 資格確認申請書の配布期間  
平成28年2月26日（金）から平成28年3月4日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - ② 資格確認申請書の提出期間  
平成28年2月26日（金）から平成28年3月4日（金）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

③ 提出時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

④ 提出場所

公立陶生病院 会計課

⑤ 参加資格の適否

入札参加資格の適否については、平成28年3月9日(水)に資格確認申請者に対し、一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知するものとする。

⑥ その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

#### 4 質問事項

(1) 複写機賃貸借に関する質問は、別添の質問書にて庶務課へ提出すること。

(FAXによる送信も可とする。)

(2) 質問の締め切り

平成28年3月11日(金) 午後4時まで

(3) 質問の回答

平成28年3月14日(月) 午後2時までに書面により回答をFAXする。

#### 5 入札執行の日時

(1) 日時

平成28年3月16日(水) 午後2時00分

(2) 場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

#### 6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、入札保証金納付届を提出のうえ、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を、平成28年3月8日(火)までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保障保険契約を締結したとき。

② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 7 入札の執行

- (1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。
- (2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。
- (3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
- (4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。
- (5) 入札参加者は、入札書に記載される入札金額に対応する設計書を提出しなければならない。

## 8 予定価格等

予定価格は公表しない。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

## 10 契約

契約書の作成を必要とする

## 11 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
  - ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これ

らをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 支払条件

毎月支払とする。

13 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

14 問い合わせ先

公立陶生病院組合 庶務課庶務係

瀬戸市西追分町160番地

電話 0561-82-5101 (代表)

FAX 0561-82-9139

## 複写機仕様書

1. 設置場所 公立陶生病院内

2. 設置月日 平成 28 年 4 月 1 日（金） 午前 8 時 30 分までに設置すること。

3. 機器仕様

台数 21 台（新品）

内訳 ① モノクロ A4 55 枚/分以上・・・1 台

（自動原稿送り装置付、シフトトレイ（ソート機能）付）

② モノクロ A4 45 枚/分以上・・・5 台

（自動原稿送り装置付）

③ モノクロ A4 35 枚/分以上・・・5 台

（自動原稿送り装置付 5 台、うち FAX 付 1 台）

④ モノクロ A4 25 枚/分以上・・・10 台

（自動原稿送り装置付 9 台、コインベンダー付 1 台）

※ ①～④ともカセット数 4 段で手出し付き及び自動両面機能付

（カセットは A4、A3、B5、B4 各 500 枚以上収納）

現在当院にて使用している複写機（C a n o n imageRUNNER 3225、3235、3235F、3245、6055）と同等以上の機能を有していること。

※ 電源 100V

4. 契約期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

「公立陶生病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約

履行期間の始期の属する年度にかかる予算の議決の内容により、契約の変更又は解除する場合がある。

また、翌年度以降においても同様とする。

5. 支払方法

1 ヶ月分を一括払いとする。（1 ヶ月は月の初日から末日まで）

6. 料金計算

毎月、コピー枚数を設置機で確認し、翌月 10 日までに請求書を庶務課まで提出する。料金計算にあたり、請求コピー枚数は、総コピー枚数からミスコピー及び修理等のテストコピー排除分として 1%を差し引いた後、計算するものとし、円未満の端数は切り捨てる。（消費税及び地方消費税は、料金に税率を乗じた額で円未満は切り捨てる。）

## 7. 入札条件等

- (1) 「3. 機器仕様」に該当する複写機21台1グループとし、コピー枚数実績（別紙参照）により5年間の使用枚数を想定し、機器費、搬入・搬出費、トナー費、保守費用を含むコピー1枚あたりの価格（消費税及び地方消費税を除く。）を下2桁まで表記し入札すること。

**（例 〇.〇〇円/枚）**

- (2) 新複写機及び付属品の搬入、調整、設置並びに旧複写機の搬出処理は、すべて受託業者負担において行うこと。
- (3) 受託業者は、機器の異常連絡を受けた場合、2時間以内に設置場所において点検及び整備を行い復旧させること。  
保守等対応については、月～土曜日（受託業者の勤務時間外は除く。）とし、日曜日、祝日、年末年始（受託業者が規定する日）は除く。
- (4) トナー等複写機の消耗品は常備予備を置くこと。また、受託業者が設置場所へ配布すること。

## 8. その他

- (1) 公立陶生病院建替事業に伴い、平成30年5月に既設棟（中央棟、外来棟）が新棟（東棟）に移転予定のため、既設棟に設置の複写機の移動に係る調整等が発生した場合は、すべて受託業者負担において行うこと。
- (2) 上記(1)の関係上、複写機台数に増減が生じた場合は、価格、運用等について協議するものとする。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

## コピー使用実績

枚数/分	27年	26年	25年	合計
55	216,225	235,113	228,852	680,190
45	352,973	343,367	431,943	1,128,283
35	161,341	170,182	172,381	503,904
25	305,606	279,693	259,909	845,208
合計	1,036,145	1,028,355	1,093,085	3,157,585

※各年1月～12月

(単位:枚)